

☆\*\*\*\*\*☆

## ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

### 【メルマガ内容】

厚年基金（○）      DB基金（○）      DB規約（○）  
DC      （ ）      会計基準（ ）      その他（ ）

【タイトル】 日本版スチュワードシップ・コードの改訂案を公表（金融庁）

☆\*\*\*\*\*☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

金融庁は、12月20日に、『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の改訂案を公表し、パブリックコメント手続き（1月31日まで意見募集）に付しました。

#### （1）これまでの経緯

「日本版スチュワードシップ・コード」は、2014年2月に策定され、2017年5月の改訂で、運用機関におけるガバナンス・利益相反管理の強化等を促すとともに、企業年金などのアセットオーナーの役割の明確化が図られました。

同コードについては、本年4月に金融庁・東京証券取引所のフォローアップ会議において、意見書「コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性」がまとめられ、同コードのさらなる改訂に向けた方向性が示されていたところです。

このうち、企業年金に関しては、

「依然として、スチュワードシップ・コードの受入れを行う企業年金は少数」  
「企業年金の意義や責任に関する認識不足からスチュワードシップ活動の範囲

や程度が十分に理解されていない。」

といった指摘が挙げられ、企業年金のステュワードシップ活動を後押しするための取組みを推進することが重要、といった議論が行われてきています。

これらを受けて、金融庁では、本年10月から「ステュワードシップ・コードに関する有識者検討会」が開催され、今回、改訂案がまとめられました。

## (2) 改訂(案)のポイント

公表された改訂案では、上記フォローアップ会議の「意見書」で提言された次のような項目を中心に、追加が行われています。

- ・運用機関における議決権行使に係る賛否の理由や、対話活動及びその結果や自己評価等に関する説明・情報提供の充実
- ・ESG要素等を含むサステナビリティを巡る課題に関する対話における目的の意識
- ・企業年金のステュワードシップ活動の後押し
- ・議決権行使助言会社における体制整備、それを含む助言策定プロセスの具体的公表、企業との積極的な意見交換
- ・年金運用コンサルタントにおける利益相反管理体制の整備やその取組状況についての説明等

なお、改訂案では、アセットオーナーとしての企業年金について、

「基本的には、基金型・規約型の確定給付企業年金及び厚生年金基金を対象とすることを念頭に置いている。」とし、

規約型の確定給付企業年金については、

「母体企業と法人格は一体であるものの、母体企業としてではなく、企業年金として本コードを受け入れることが想定されている。」とされています。

詳細は、以下の金融庁HPをご参照ください。

<[https://www.fsa.go.jp/news/r1/singi/20191220\\_2.html](https://www.fsa.go.jp/news/r1/singi/20191220_2.html)>

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～

<<http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/report.htm>>

バックナンバーでは、過去の年金NEWS・メルマガに加え、マーケット情報等（D a i l y市場レポート、臨時市場レポート、第1特約運用状況）をご覧ください。

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティンググループ

年金NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail [kikinmadoguti@nissay.co.jp](mailto:kikinmadoguti@nissay.co.jp)